

令和 4 年度国民健康保険特別会計予算（案）のポイントについて

1 主な制度改正（令和 4 年度は保険料関係のみ）

- (1) 国民健康保険法施行令の一部改正が行われたことに伴い、未就学児に係る被保険者均等割額について、10分の5を乗じて得た額を減額します。
- (2) 今後、国において賦課限度額の引き上げが行われる見込みです。本市においても、国が定める限度額と同額とするため、条例改正を予定します。

医療分 現行：63万円→改正後：65万円、後期分 現行：19万円→改正後：20万円

2 その他予算に係る事項

(1) 国民健康保険被保険者数の減少

少子高齢化等の影響による被保険者数の減に伴い、保険料収入及び保険給付費の減少が見込まれます。

令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度 9 月末	令和 4 年度見込み
12,546人	12,312人	12,097人	11,586人

(2) 保健事業の拡充

新たに特定健診における「みなし健診」の事業を開始します。また、脳ドック補助事業及び糖尿病性腎症重症化予防事業について、定員を拡大します。

(3) 保険料率

令和 4 年度予算については、令和 3 年度と同じ保険料率を設定した上で編成していますが、当該年度の保険料率については、令和 4 年 5 月下旬を目途に前年の所得情報等を踏まえ、改めて決定する予定です。

【保険料率】

区分	令和 2 年度			令和 3 年度			令和 4 年度（予算）		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
医療分	8.5%	24,000円	21,900円	8.3%	23,400円	21,000円	8.3%	23,400円	21,000円
後期分	2.5%	6,900円	6,300円	2.5%	6,900円	6,300円	2.5%	6,900円	6,300円
介護分	2.0%	6,300円	4,200円	2.0%	6,300円	4,200円	2.0%	6,300円	4,200円

※医療分の保険料率について、令和 3 年度に見直しを行っています。